

製品安全行政の動向について

令和2年11月

経済産業省 産業保安グループ[°]
製品安全課

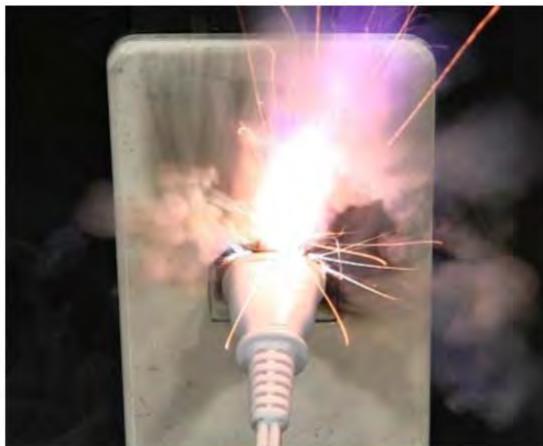
- **生活に潜む製品事故**
- **経済産業省の取組**
- **製品安全に関する新しい課題**
- **製品安全文化や知識の定着**
- **その他**

私たちの身の回りの製品による **死亡・火災等の重大製品事故**

→ 1年間で**1222件**発生 (平成31年)



屋内式ガス瞬間湯沸器の
爆発着火の様子(イメージ)



【NITEの再現実験】
トラッキング現象による発火



生活に潜む製品事故

2019年の重大製品事故件数

- 2019年の重大製品事故受付件数は、**合計1222件**。

	死亡	(うち火災による死亡)	重傷	(うち火災による重傷)	火災	一酸化炭素中毒	後遺障害	計
燃焼器具	14	(14)	3	(0)	138	3	0	158(13%)
ガス機器	7	(7)	3	(0)	70	3	0	83(7%)
石油機器	7	(7)	0	(0)	68	0	0	75(6%)
電気製品	12	(10)	21	(2)	592	0	0	625(51%)
その他	12	(0)	394	(0)	32	0	1	439(36%)
合計	38 (3%)	(24)	418 (34%)	(2)	762 (62%)	3 (0%)	1 (0%)	1222 (100%)

注）：被害件数の合計を受付件数の合計数に一致させている。このため、

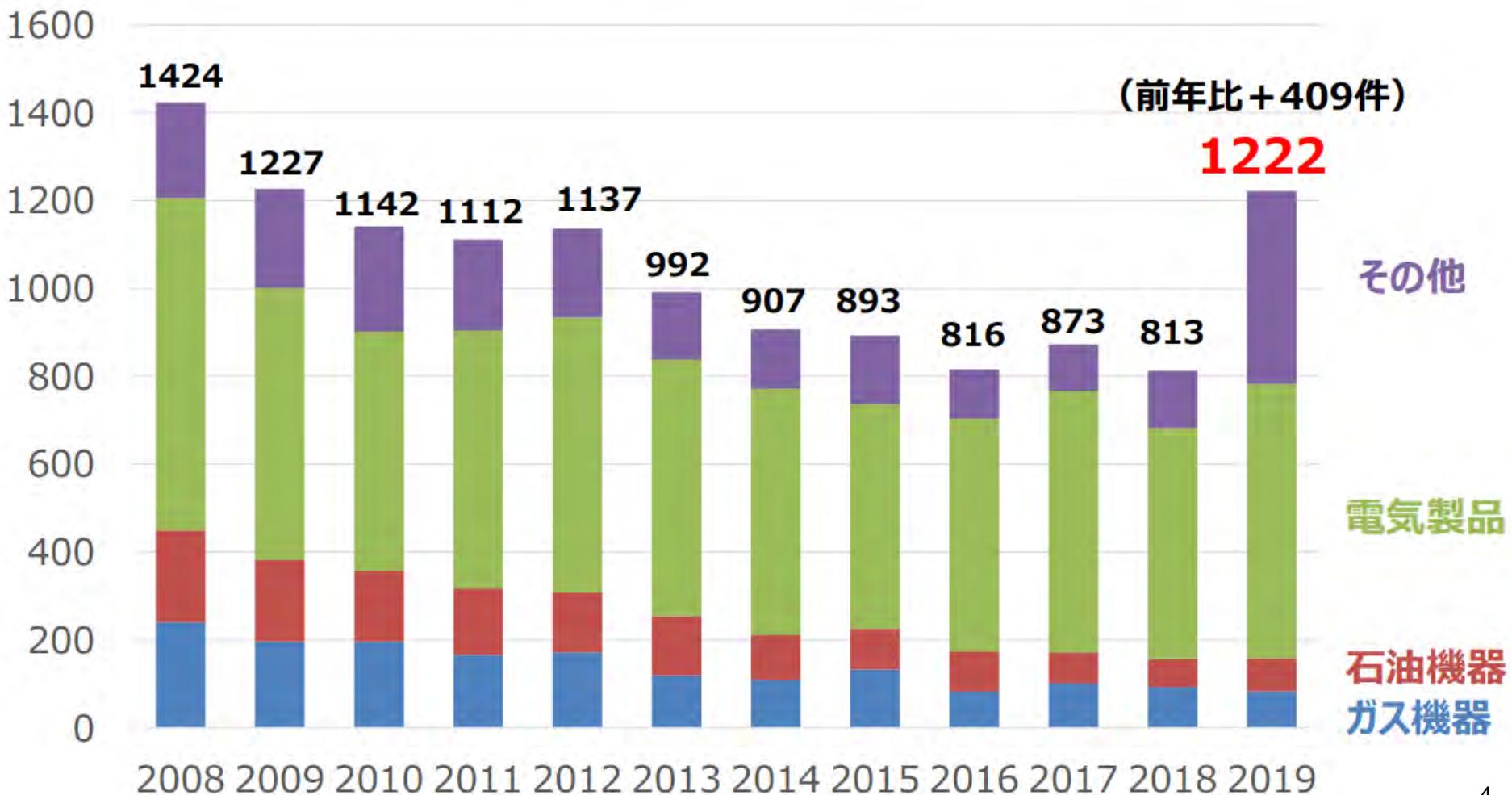
・「火災」の件数からは、「火災」かつ「死亡」（24件）、「火災」かつ「重傷」（2件）の件数を差し引いている。火災事故として報告された件数は788件となる。

・「一酸化炭素中毒」の件数からは、「一酸化炭素中毒」かつ「死亡」（1件）の件数を差し引いている。

・死亡者のほかに重傷者も発生した事故は、「死亡」として計上している。

生活に潜む製品事故

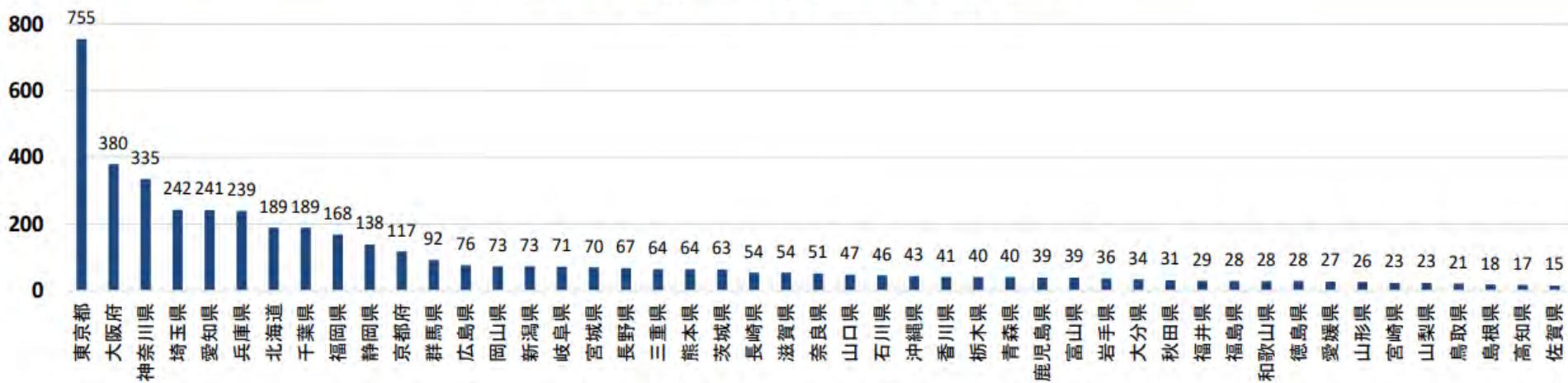
- 2019年の重大事故受付件数は1222件となり、前年比で409件の大幅増加となった。
- 一発二錠を搭載した自転車の過去事故報告が312件と多くあったため、自転車を含む「その他」の製品事故が大幅に増加となった。



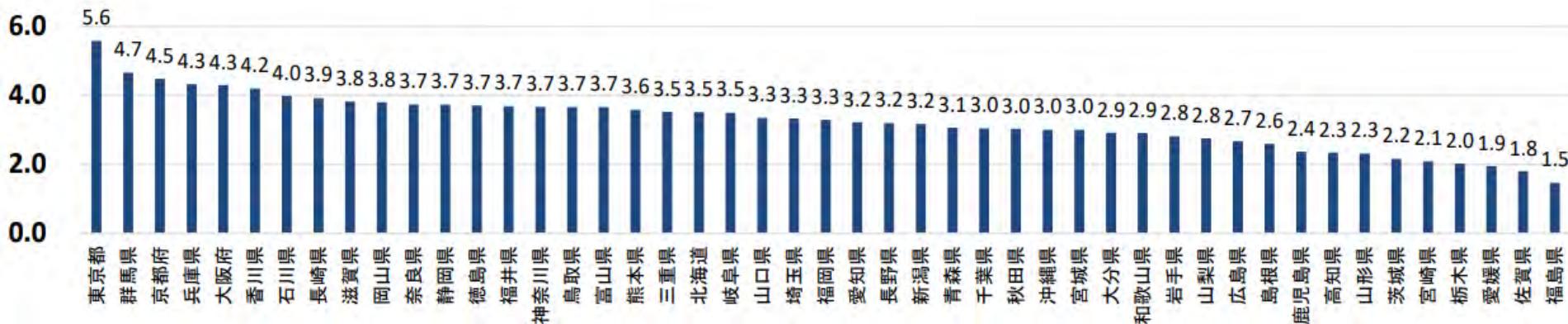
生活に潜む製品事故 ~重大製品事故の全国ランキング~

- 東京都での重大製品事故件数は、国内の重大製品事故の16.5%を占めており、圧倒的な件数。一方、事故件数が非常に少ない県もあり、事故件数の地域分布は偏りがある。
- 人口10万人あたりの重大製品事故件数（事故遭遇リスク）でも、東京都は国内で一番高い。

重大製品事故件数 2015年～2019年（5年間）



人口10万人あたりの重大製品事故件数 2015年～2019年（5年間）



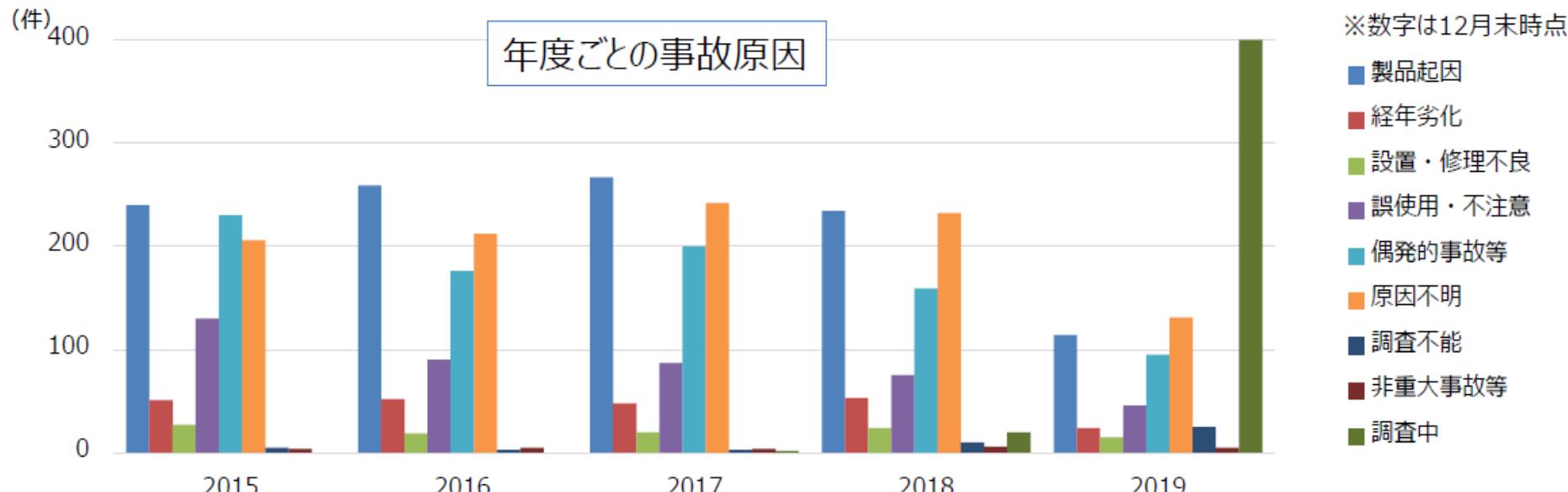
※人口10万人あたりの重大製品事故件数からみた、事故遭遇リスクは、人口が少ない県では1件事故が発生すると、大きく数値が変わってしまうことに留意。

生活に潜む製品事故

- 製品起因となった事故には、必要に応じて事業者に改善やリコール等の対応を促している。
- リコール未対応、経年劣化、誤使用・不注意など、回避可能な事故が原因が特定できた事故の3割を占める。

重大製品事故の原因分析と経年変化

受付年	製品起因	経年劣化	設置・修理不良	誤使用・不注意	偶発的事故等	原因不明	調査不能	非重大製品事故等	調査中	合計
2017年	267	48	20	87	200	242	3	4	2	873
	31%	6%	2%	10%	22%	28%	0%	1%	0%	100%
2018年	234	53	24	75	159	232	10	6	20	813
	29%	7%	3%	9%	20%	29%	1%	1%	2%	100%
2019年	114	24	15	46	95	131	25	5	767	1222
	9%	2%	1%	4%	8%	11%	2%	0%	63%	100%



生活に潜む製品事故

リコール件数の動向と取組の必要性

- 2019年に開始された自主リコールは**70件**。そのうち、重大事故契機が10件、非重大事故契機は60件であった。
- リコール対象製品による重大製品事故は重大製品事故全体の約1割を占める傾向にあり、事故件数全体を減らしていくためには、リコール対象製品の回収率を向上させていくことが必要。

リコール開始件数

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
重大事故契機	19	19	26	14	20	13	19	10
重大事故契機以外	81	96	86	84	76	50	56	60
計	100	115	112	98	96	63	75	70

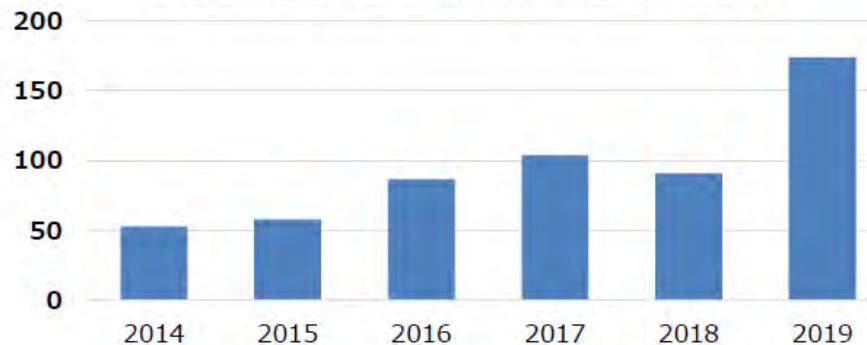


生活に潜む製品事故

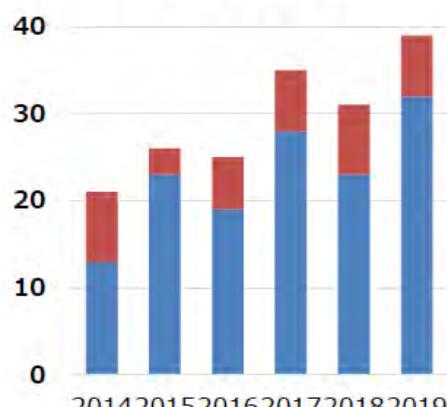
リチウムイオン蓄電池関連製品の事故動向

- リチウムイオン蓄電池の異常による製品事故は近年増加傾向にある。
- ノートパソコン、モバイルバッテリー、携帯電話機等でも、大半がリチウムイオン蓄電池の異常による事故。
- 2019年は充電式の電気掃除機と電動工具に使用された非純正の互換バッテリーによる事故が急激に増加。

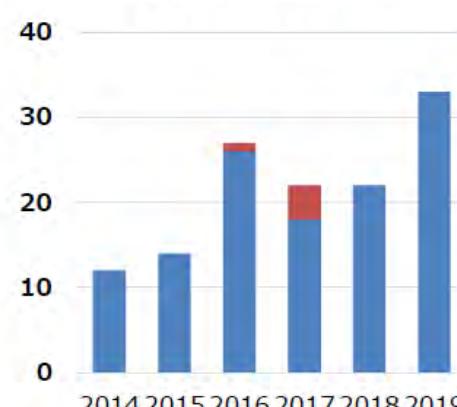
リチウムイオン蓄電池の異常による事故件数



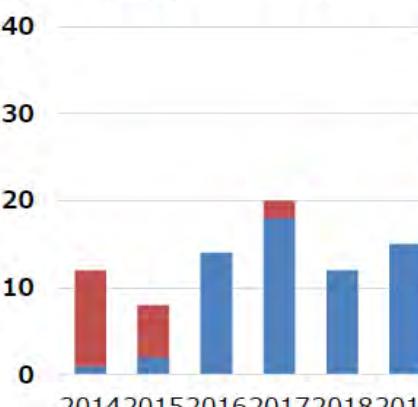
ノートパソコン



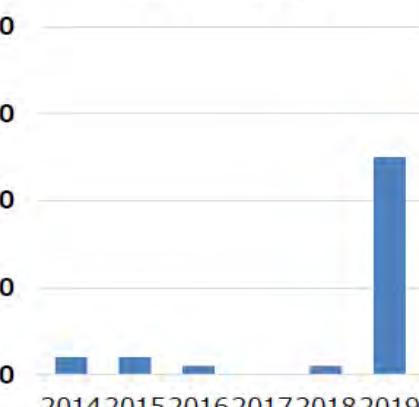
モバイルバッテリー



携帯電話機(スマートフォン含む)



非純正バッテリー



■リチウムイオン電池の異常以外の事故
■リチウムイオン電池の異常による事故（調査中を含む）

(参考)リチウムイオン蓄電池搭載製品(ノートPC、スマホ)の事故対策について

- リチウムイオン蓄電池搭載製品として事故件数が多いノートパソコン及びスマートフォンの安全対策としては、技術基準の設定のみならず、事業者によるリチウムイオン蓄電池の製造工程の管理や、機器側におけるバッテリーマネジメントなども併せて有効であると考えられる。
- こうした製品の安全対策としては、法規制や事業者における創意工夫が担保できる安全対策ガイドライン等による様々な対応が考えられ、現在、有効な対応方針等について調査・検討を行っているところ。

◆ノートPC、スマホ等の事故原因

リチウムイオン蓄電池搭載製品による製品事故の大半は火災等を伴うことから、事故品の焼損等により原因の特定が困難であるが、大きく分けて次の2つが着目される。

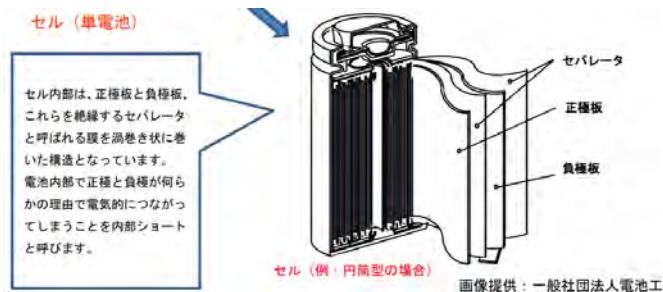
①リチウムイオン蓄電池由来

製造工程で何らかの異物が混入し、その異物が正極と負極を分離するセパレーターを破る等により内部短絡を起こしている可能性。

②機器由来

搭載されたリチウムイオン蓄電池に過剰な電流が流れないようにするなど、通常は機器側の充放電を管理する機構(BMU：バッテリー・マネジメント・ユニット)がリチウムイオン蓄電池の挙動を制御しているが、このBMUが十分に機能していない可能性。

リチウムイオン蓄電池の構造例



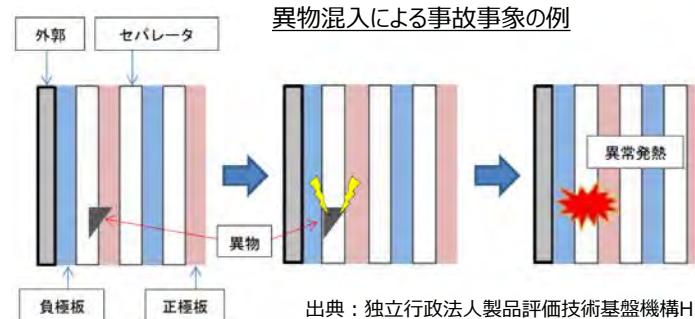
◆ノートPC、スマホ等の事故対策の方向性

①リチウムイオン蓄電池由来への対策

電安法の技術基準では、リチウムイオン蓄電池の安全性に関する規定を盛り込んでいる。しかしながら、リコール製品に関する事業者への聞き取りによれば、異物混入を防ぐための製造工程管理も重要と考えられる。ただし、こうした点は民間における創意工夫によるところが大きい面もある。

②機器由来対策

電安法の技術基準では、過充電時等の保護機能について規定しているが、これはリチウムイオン蓄電池に関するもの。そのため、機器側の機能も重要と考えられる。ただし、BMUは機器側が求める性能とリチウムイオン蓄電池の安全使用域との十分な擦り合わせが必要となり、こうしたマッチングは個々の製品性能に大きく依存する点等に留意する必要も考えられる。



生活に潜む製品事故

～製品事故における高齢者事故の割合増加～

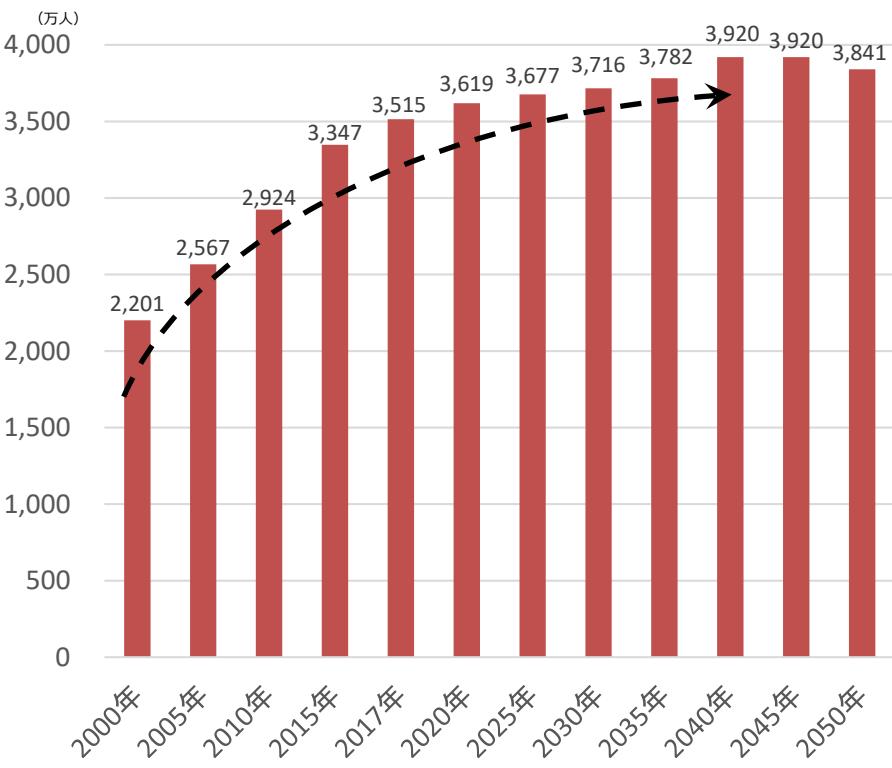
- 使用者が高齢者である製品事故（高齢者事故）の割合は増加の兆しを見せており、今後、高齢化社会の進展により、高齢者事故は増加が予見される。
- 昨年度実施した製品に使用状況に関する調査では高齢者は中・壮年者よりも製品を長期使用する傾向であり、経年劣化対策が重要であると考えられる。

製品別事故における高齢者事故の割合の変化

	200年	201年
ガス機器	38.7%	39.7%
石油機器	34.8%	54.7%
電気機器	21.9%	24.8%
その他製品	16.7%	29.7%
重大製品事故全体	23.5%	30.9%

※使用者・被害者の年齢が確認できた重大製品事故、年齢が不明であっても、子どもや高齢者の事故であることが確認できた重大製品事故を対象に集計。
※事故調査の過程で使用者・被害者の年齢が確認されることがあり、直近の平成30年の重大製品事故は未だ調査中の案件が多いことから計上していない。
※「その他製品」には、自転車、車いす、介護ベッド、家具、脚立、運動器具、玩具、衣類、靴などが含まれる。

65歳以上の人口推移



※平成29年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況(内閣府)の「高齢化の推移と将来推計」より作成

長期使用製品安全点検制度

- 経年劣化による重大製品事故の発生の恐れが高い製品を特定保守製品として指定し、所有者情報をメーカーが把握することで、点検が必要な時期に、メーカーが所有者に点検時期を通知、所有者が点検を受ける制度（所有者情報の登録率は、令和2年6月末時点で39.6%）
- 経年劣化による製品事故を未然に防止するために、平成21年4月、長期使用製品安全点検制度を導入（導入時：対象製品9品目）
- その後、製品設計の経年劣化対策等を通じて、事故率が大きく低下した7品目（以下参照）については、令和2年度政令改正において、対象品目から外す予定。**（現在パブリックコメント中）**

特定保守製品【9品目】

平成21年4月以降に販売した製品が対象



ビルトイン式電気食器洗機

浴室用電気乾燥機

屋内式ガス瞬間湯沸器
(都市ガス用/プロパンガス用)

屋内式ガスふろがま
(都市ガス用/プロパンガス用)

石油給湯機

石油ふろがま

FF式石油温風暖房機

令和2年度政令改正で対象から外す予定の7品目

(参考) 長期使用製品の所有者登録票

- 特定保守製品の購入者は所有者情報を所有者票に記載してメーカーに送付
 - WEBによる登録も可能

所有者登録票【表】

料金受取人名 		郵便はがき							
		<input checked="" type="checkbox"/>							
(受取人) XX局私書箱XX号									
		株式会社ABC							
お客様カード登録係 行									
									
<p>特定保守製品</p> <p>1. 製品名 XX-XXXXXX 2. 特定製造事業者等名 株式会社ABC ○○県○○市○○区○○町** 3. 製造年月 20XX年XX月 4. 製造番号 XXXX-XXXXXX 5. 設計標準使用期間 △△年 6. 点検期間 20XX年XX月～20XX年XX月</p> <p></p>									
<p>販売事業者(特定保守製品取引事業者)記入欄</p> <p>販売事業者: 説明年月日: 20□□年□□月□□日</p>									
<p>お客様控え所有者欄</p> <p>■お客様へ(法定明細事項) お買上機関の「消費生活用製品安全法」に定める「特定保守製品」です。この製品の所有者は、消費法上、次のことが求められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この製品は、経年劣化により危害を及ぼすおそれがあるため、この製品の所有者は、点検期間に点検を行う(有償の法定点検)などの保守を行うことが求められています。 ・この製品の所有者は、この所有者票を送付することなどにより、この製品の製造・輸入事業者に所有者登録する(登録)ことが求められています。 ・この製品の所有者は、所有者登録の情報に基づいて、この製品の製造・輸入事業者から、点検期限の始まる時期に法定点検の通知を受けることが求められています。 ・この製品の所有者は、所有者登録の情報が変更があった場合は、変更の登録が求められます。裏面の所有者登録の撕き戻又は製品表示の連絡先に連絡先を記載してお問い合わせください。 ・所有者登録のため、この製品の所有者から、この所有者票をお渡し頂くなどにより、所有者情報のご提供を受けた場合には、販売事業者はこの所有者票を返送(戻す)などの方法によって、この製品の製造・輸入事業者に所有者情報を送りやかに連絡することについて協力することになっています。 									
<p>■販売事業者(特定保守製品取引事業者)様へ</p> <p>・販売事業者は、消費法上、この製品をお客様に引き渡す際、上記項目を説明する義務があります。</p> <p>・販売事業者は、所有者登録のためお客様(所有者)から所有者情報の提供を受けた場合は、本所有者票の撕き戻又は裏面の登録方法などによってこの製品の製造・輸入事業者に連絡して下さい。</p>									
<p>販売事業者 特定保守製品取引事業者)記入欄</p> <p>販売事業者: 説明年月日: 20□□年□□月□□日</p>									

所有者登録票【裏】

この所有者票はお客様の控えとなります。 取扱い説明書とともに大切に保管して下さい。		お客様控え所有者票	所有者票(返信用)																						
<p>■所有者登録の方法</p> <p>所有者票、インターネット、携帯電話、電話のいずれかよりご登録下さい。</p> <p>・所有者票(返信はがき)でのご登録 所有者票に所定事項を記入のうえ、ミシン目で切り取って返信して下さい。</p> <p>インターネット、携帯電話、電話からご登録頂く場合は、所有者票の返信は不要です。</p> <p>・インターネットでのご登録(各社任意事項) http://www.abc.co.jp/user/へアクセスし、画面の案内にしたがって登録して下さい。</p> <p>・携帯電話でのご登録(各社任意事項) 右のQRコードもしくはhttp://www.abc.co.jp/user/で携帯サイトにアクセスし、画面にしたがって登録して下さい。</p> <p>・電話でのご登録(各社任意事項) 韓ABCお客様相談センター 0120-XX-XXXXへご連絡下さい。 受付時間は平日9:00~17:00です。</p>																									
<p>■所有者登録T.I.の情報は消安法、個人情報保護法及び当社規定により適切な安全対策のもとに管理し、法定点検、リコール等製品安全に関するお問い合わせをする場合以外は使用致しません。</p> <p>■所有者登録情報の変更又は法定点検についてのお問い合わせは、下記連絡先又は会員の点検連絡先までご連絡下さい。ホームページでは法定点検に関する案内をしております。</p> <p>韓ABCお客様相談センター 0120-XX-XXXX 韓ABCホームページ http://www.abc.co.jp/</p>																									
<p>①特定保守製品所有者情報</p> <table border="1"> <tr> <td>リガナ</td> <td>○お名前</td> <td>○法定点検 郵便物送付</td> <td>○部屋番号 号室</td> </tr> <tr> <td>○お名前</td> <td>市 区都</td> <td>○郵便による通知のみ希望 ○郵便とFAXによる通知のみ希望 ○E-mailアドレス:</td> <td>○FAX番号 ○E-mailアドレス</td> </tr> <tr> <td>○電話番号</td> <td>○法定点検 郵便物送付</td> <td colspan="2">○機器ごとに郵便でのお問い合わせ下さい ○上記連絡と同場合に記入を必要です。この場合は左記□にチェックを入れて下さい。</td> </tr> <tr> <td>○製品の 所在地</td> <td>○部屋番号 号室</td> <td colspan="2"> ○郵便による通知のみ希望 ○郵便とFAXによる通知のみ希望 ○E-mailアドレス </td> </tr> </table> <p>次の②にご記入いただいた場合、点検通知はおちらの住所に送付いたします。</p> <p>② 物件登録会社情報</p> <table border="1"> <tr> <td>法人名称</td> <td>○所在地</td> <td>○建物名称</td> </tr> <tr> <td>○法人名称</td> <td>○市 区都</td> <td>○FAX番号 ○E-mailアドレス</td> </tr> </table> <p>表面(お客様控え所有者票)の「お客様へ(法定説明事項)」の各項目について、販売事業者から説明を受けましたか? □にチェックを入れて下さい。 □はい □いいえ</p>				リガナ	○お名前	○法定点検 郵便物送付	○部屋番号 号室	○お名前	市 区都	○郵便による通知のみ希望 ○郵便とFAXによる通知のみ希望 ○E-mailアドレス:	○FAX番号 ○E-mailアドレス	○電話番号	○法定点検 郵便物送付	○機器ごとに郵便でのお問い合わせ下さい ○上記連絡と同場合に記入を必要です。この場合は左記□にチェックを入れて下さい。		○製品の 所在地	○部屋番号 号室	○郵便による通知のみ希望 ○郵便とFAXによる通知のみ希望 ○E-mailアドレス		法人名称	○所在地	○建物名称	○法人名称	○市 区都	○FAX番号 ○E-mailアドレス
リガナ	○お名前	○法定点検 郵便物送付	○部屋番号 号室																						
○お名前	市 区都	○郵便による通知のみ希望 ○郵便とFAXによる通知のみ希望 ○E-mailアドレス:	○FAX番号 ○E-mailアドレス																						
○電話番号	○法定点検 郵便物送付	○機器ごとに郵便でのお問い合わせ下さい ○上記連絡と同場合に記入を必要です。この場合は左記□にチェックを入れて下さい。																							
○製品の 所在地	○部屋番号 号室	○郵便による通知のみ希望 ○郵便とFAXによる通知のみ希望 ○E-mailアドレス																							
法人名称	○所在地	○建物名称																							
○法人名称	○市 区都	○FAX番号 ○E-mailアドレス																							

所有者票は目立つように黄色の様式

保護シールを同封

経済産業省の取組

製品事故の未然防止

製造・輸入時

法律による事前規制

●技術基準適合義務等

- 規制品目の追加
- 規制品目の技術基準改正



ライター



LEDランプ



乳幼児用ベッド

●技術基準体系の見直し 仕様規定から「性能規定」へ

経年劣化対策

●標準使用期間等の表示義務

- 長期使用製品安全表示制度
- 長期使用製品安全点検制度



規制品目の追加、技術基準改正



●長期使用製品の点検実施義務等

- 長期使用製品安全点検制度

○製品安全対策優良企業表彰

再発防止

サプライチェーン全体（製造・輸入・流通・販売事業者等）の自主的取組を促進

○リスクアセスメントの促進

○モール運営事業者の違反対応協力

○ESG投資を活用した企業への投資促進

○流通事業者のリコール協力の促進

被害の拡大防止

使用時

重大製品事故情報の収集・公表

●重大製品事故の報告義務

- 重大製品事故情報の公表
- 事故原因の究明調査



＜リコール対応＞

- ✓ リコール（製品回収等）指導
- ✓ リコールフォローアップ
- ✓ 「危害防止命令」

消費者への情報提供

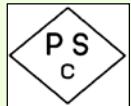
注意
喚起

- セミナー、イベント等の開催
- リーフレット、チラシ等の配布
- テレビ、ラジオ等での注意喚起 等

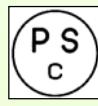


(参考) PSマークの対象製品

消費生活用製品安全法

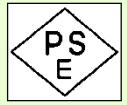


4品目

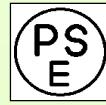


6品目

電気用品安全法

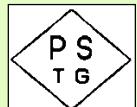


116品目



341品目

ガス事業法



4品目



4品目

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律



7品目



9品目

身の回りにあるPSマークが表示された製品の例示

リビング・寝室など

エアコン

コンデンサーの保安装置の搭載を規定



石油ストーブ

給油時消火装置の搭載を規定



テレビ

部品基板の耐燃性等を規定



トイレ

洗浄便器

内部配線の屈曲耐久性等を規定



寝室

ライター

乳幼児が点火しにくい構造等を規定



延長コード

プラグの耐トラッキング性能等を規定



子供部屋

ベビーベッド

乳幼児が乗り越えにくい構造等を規定



玄関

LEDランプ

ちらつき防止を規定



キッチン

小型ガス

瞬間湯沸器
不完全燃焼防止装置の搭載を規定



ガスこんろ

調理油過熱防止装置の搭載を規定



電子レンジ

部品基板の耐燃性等を規定



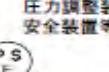
ガス栓

耐ガス性、耐久性を規定



圧力なべ・圧力がま

圧力調整装置・安全装置等を規定



冷蔵庫

コンデンサーの保安装置の搭載等を規定



レーザーポインター

レーザー光線の出力等を規定



バイク用ヘルメット

頭部を保護するための衝撃吸収性や耐貫通性等を規定



浴室

石油ふろがま

一酸化炭素濃度基準値を規定



ジェットバス

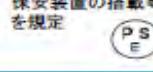
吸込力を規定



洗面所

洗濯機

コンデンサーの保安装置の搭載等を規定



経済産業省の取組 ~違反対応(国の対応によるもの)~

- 2019年、製品安全4法に抵触するものと経済産業省が確認した違反件数は**計607件**。
- 違反事業者に対し、ヒアリングや立入り検査を実施し、口頭での注意や、改善を促す文書を発出する等により、違反状況の解消に向けた指導を行った。

違反件数の推移

	電安法	ガス事法	液石法	消安法	計
2015年	258	3	11	27	299
2016年	315	4	9	34	362
2017年	330	1	16	33	479
2018年	361	0	37	105	503
2019年	483	0	61	63	607

違反情報の入手端緒（2019年）

試買テスト	NITE立入検査	自治体立入検査	情報提供	自己申告	その他
106	68	7	256	95	82

主な違反品

(電安法) リチウムイオン蓄電池、直流電源装置、エル・イー・ディー・電灯器具

(消安法) 携帯用レーザー応用装置、乗車用ヘルメット

(液石法) カートリッジガスこんろ

(参考)各法の違反事項詳細(国の対応によるもの)

(注) 違反件数 1 件で複数の違反事項があるケースがあり、また全て の違反項目を網羅していないため、前頁の違反件数と下表の違反事項合計は一致しない。

電安法	事業開始・ 変更等の届出義務違反	技術基準 違反	検査義務・ 保存違反	P Sマーク 表示違反	合計
2015年	84	146	80	96	406
2016年	99	209	103	134	545
2017年	101	164	84	142	491
2018年	97	140	61	179	477
2019年	114	147	73	294	628

ガス事法	変更等の 届出義務 違反	技術基準 違反	検査記録 保存義務 違反	P Sマーク 表示違反	合計
2015年	2	1	1	0	4
2016年	1	3	0	0	4
2017年	1	0	0	0	1
2018年	0	0	0	0	0
2019年	0	0	0	0	0

液石法	変更等の 届出義務 違反	技術基準 違反	検査記録 保存義務 違反	P Sマーク 表示違反	合計
2015年	6	2	2	8	18
2016年	2	3	2	4	11
2017年	5	3	2	12	22
2018年	0	3	0	34	37
2019年	0	0	0	61	61

消安法	変更等の 届出義務 違反	技術基準 違反	検査記録 保存義務 違反	P Sマーク 表示違反	合計
2015年	3	10	5	9	27
2016年	2	18	5	11	36
2017年	3	11	2	19	35
2018年	11	5	2	90	108
2019年	60	4	1	14	79

(注) 電安法とその他の法律で集計の項目が異なるのは、違反の根拠なる条文の構造が異なるためである。

経済産業省の取組 ~違反対応(自治体の対応によるもの)~

- 2018年度に行われた立入検査は計10475件。
- 2018年度、各自治体の立入検査により判明した製品安全4法の販売事業者による違反件数は計6件。
- 各自治体は違反事業者に対し、口頭での注意や、改善を促す文書を発出する等により、違反状況の解消に向けた指導を行っている。

違反件数の推移 (各自治体による販売事業者への対応)

	電安法	ガス事法	液石法	消安法	計
2015年度	2	0	0	5	7
2016年度	11	0	0	4	15
2017年度	4	0	0	4	8
2018年度	4	0	0	2	6

経済産業省の取組～販売事業者への立ち入り検査について～

- 毎年実施している販売事業者への立入検査では、ホームセンター・家電量販店、総合スーパー、ディスカウントストアなどの大型店舗への実施が多く見られるが、以下の観点も踏まえつつ立入検査の選定をお願いしたい。

★立入検査の選定における観点★

＜重点事項＞

- 輸入した製品を取り扱っている販売店
- 単価が安い商品を置いている店舗（例：100円均一店など）
- 各自治体において、立入検査を実施した回数が少ない販売店
- オンラインストア等における購入ページに掲載されている情報（製品画像または仕様紹介文等）から法令違反が疑われる製品を取り扱っている事業者
- 低価格商品を多く取り扱う総合ディスカウントストア
- 個人経営などの小さい店舗

＜重点品目＞

電安法：直流電源装置（ACアダプター）、モバイルバッテリー

消安法：携帯用レーザー応用装置（レーザーポインター）

ガス事法：ガストーブ

液石法：カートリッジガスこんろ（特に直結型・分離型）



立入検査でPSマーク表示違反等が判明した場合には、以下に関する情報をお近くの経済産業局あるいは経済産業省製品安全課までご連絡ください。

●表示違反がわかる商品の写真

●仕入先の事業者名、連絡先

●商品の型番

●商品の販売開始時期、販売期間、販売数量 など

～実際の違反事例について(自治体対応案件)～

- 2017年度に地方自治体が実施した立入検査では8件の違反が報告された。
- 違反内容は、PSマークや事業者名の表示の不備が報告された

2017年度 販売事業者における違反

法令	製品名	違反内容	立ち入り検査先
電気用箇 全 法	電気スタンド	表示の不備	アジアン雑貨の販売店
電気用箇 全 法	電器トースター	表示の不備	家電販売店
電気用箇 全 法	電気スタンド	表示の不備	家具販売店等
電気用箇 全 法	電器アイロン	表示の不備	ディスカウントストア
消費生活用製箇 全 法	乗車用ヘルメット	表示の不備	リサイクルショップ
消費生活用製箇 全 法	乗車用ヘルメット	表示の不備	バイク用品店
消費生活用製箇 全 法	乗車用ヘルメット	表示の不備	スーパー
消費生活用製箇 全 法	家庭用の圧力なべ	販売の制限違反	生協

報告事例1: PSマークの表示なし

→対象製品を販売・陳列する際には製品本体にPSマークの表示が義務

報告事例2: 製品の届出事業者名(製造事業者又は輸入事業者)の表示なし

→事業者名無表示の製品について調査した結果、経済産業省に事業届出をしていない状態で輸入事業を行っていた輸入事業者が確認された。

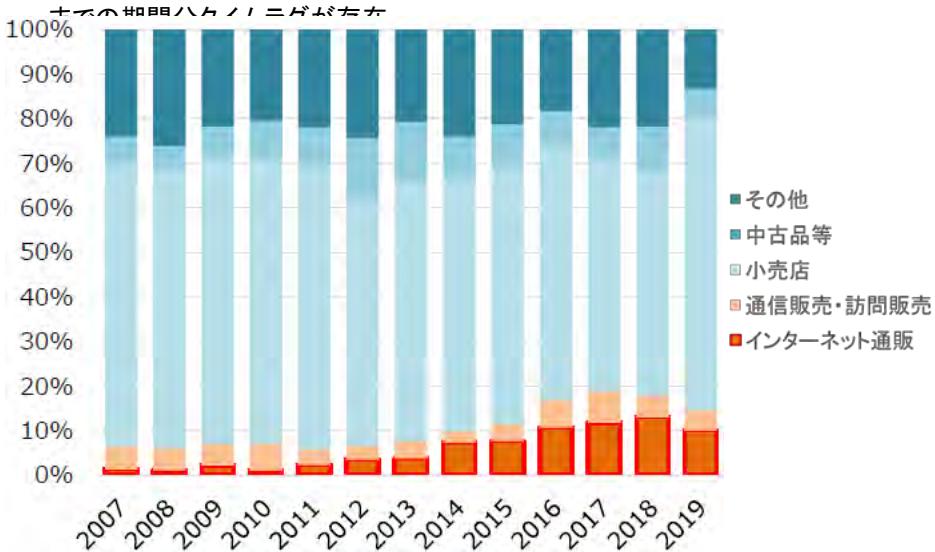
インターネット取引における製品安全の確保

- 製品全行は消費者密接に結びついているため、ネット市場の拡大や製品のIoT化、人生100年時代の到来等の急速な社会構造の変化・技術革新の影響を受けやすい。
- インターネット市場の拡大については、ネット経由で販売された製品による重大製品事故の比率が増加の傾向。
- あわせて製品全関係に抵触するものと経済産業省が確認した件数のうち、インターネット販売における件数の割合は増加傾向 ※国内の取引に限る

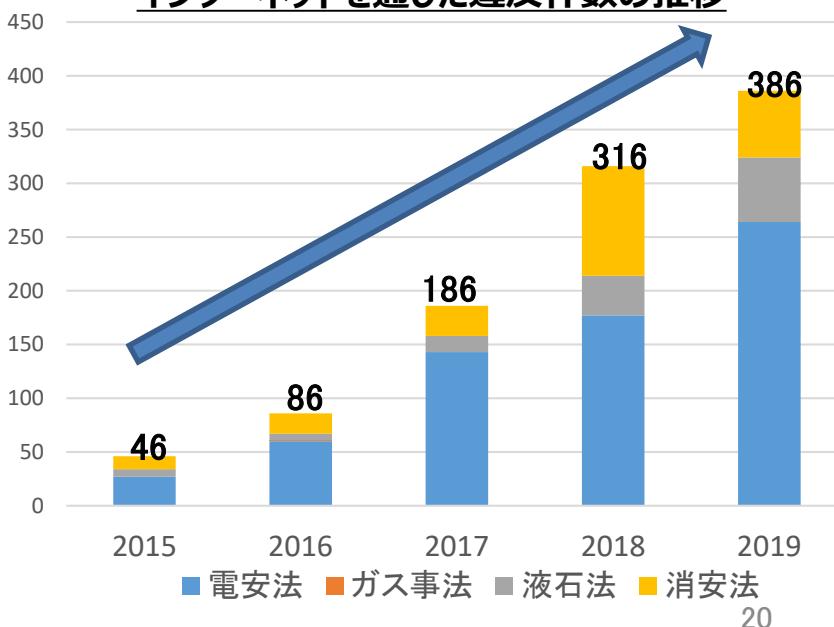
重大製品事故の製品入手経路 (ネット通販経由起因の製品事故が増加傾向)

※年度集計、2019年は1月から12月20日受付分まで。

※重大製品事故報告を分類しており、消費者が製品を入手してから事故発生する



製品安全関係法各法における インターネットを通じた違反件数の推移

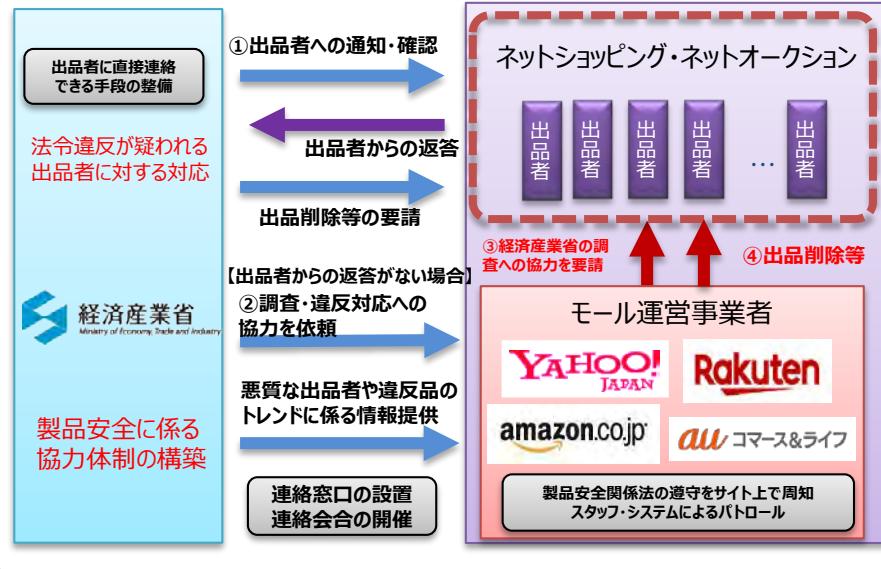


インターネット取引における製品安全の確保

- 危害を及ぼすおそれ又は違反のある製品をインターネットモール市場から排除するため、これまでに5回インターネットモール等運営事業者との連絡会合を開催し、定期的に意見交換を行っているところ
- また、昨年度より有識者で構成された「インターネット取引における製品安全に関する検討会」を開催し、2020年6月1日に国・モール運営事業者・消費者に求められる取組について提言（報告書）を公表した。 [提言URL : https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/20200601_i_kentoukai_honbun.pdf]

インターネットモール等運営事業者との協力体制

経済産業省が行うネットパトロールにあたり、ヤフー・楽天・アマゾン・auコマース＆ライフと連携し、違反対応を実施。



違反が疑われる製品を見つけましたら、
経済産業省 全課やお近くの経済産業局までご連絡ください。

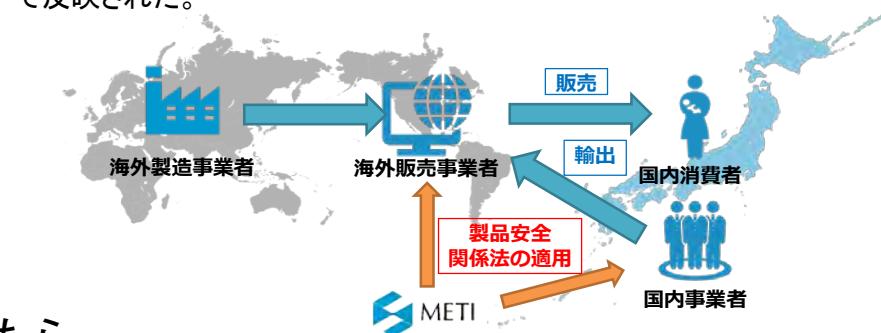
インターネットモール等運営事業者との連携による危険な事故製品への対応例

ポータブル電源(大容量のリチウムイオンバッテリーを内蔵)による火災が連続で発生したことから、経産省からインターネットモール事業者に連絡。インターネットモール事業者が出品者へ当該ポータブル電源の危険性及び販売の自粛を働きかけ、出品ページは相当程度削除された。



海外事業者等に対する製品安全関係法の適用

日本において製品安全関係法に違反する製品を流通させる行為は、海外販売事業者によるものであっても法の適用対象となることを平成30年7月に「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂で反映された。

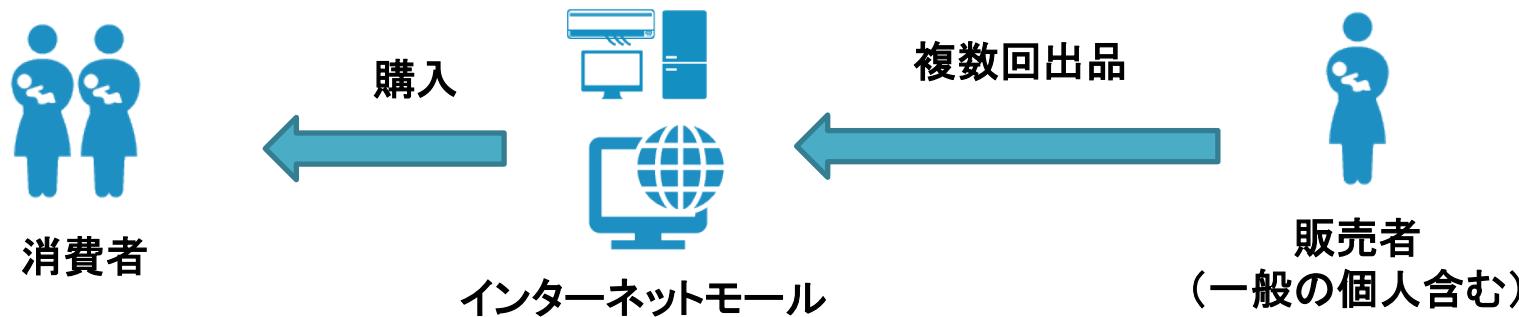


(参考)インターネット取引における注意点

近年、インターネット取引やネットオークション、フリーマーケットアプリ等で一般の個人も容易に商品を販売(出品)しやすくなっていますが…

- ①一般の個人であっても同一の製品を反復・継続して販売していると、事業として行っていると判断され、販売事業者とみなされる場合があります
- ②販売事業者が、規制対象製品であるにも関わらずPSマークのない製品を販売すると、行政指導の対象となり、場合によっては、製品安全関係法の罰則(100万円以下の罰金など)が科される可能性があります

製品を販売するときにはPSマークの表示に注意しましょう。



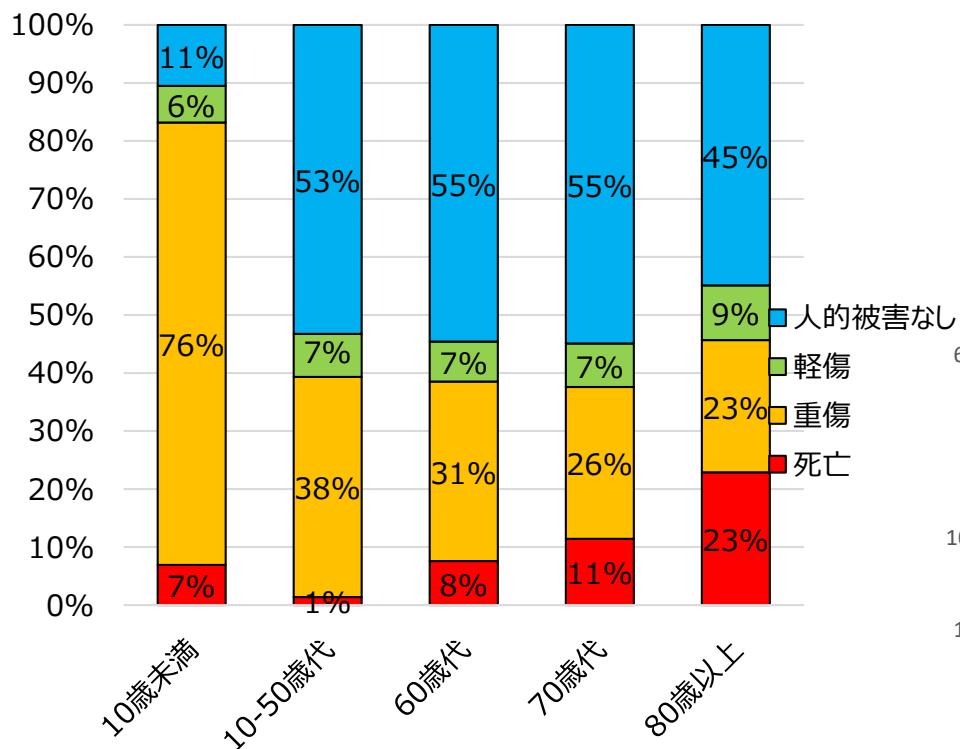
※オークションサイト・フリマサイトで取引をされる皆様に向けた製品安全法概要資料は右のQRコードよりご覧下さい。



高齢者の特性を踏まえた制度設計の促進

- 製品事故の人的被害は高齢になるほど重篤になる傾向にあり、超高齢社会において高齢者の事故対策は喫緊の課題。2019年では高齢者による重大製品事故の比率は全体の3割以上を占めるに至っている。
- 身体・認知機能の低下も起因すると考えられる不注意・誤使用事故が他の成年世代より多いことも踏まえると、高齢者の行動特性を踏まえた製品開発設計が求められている。

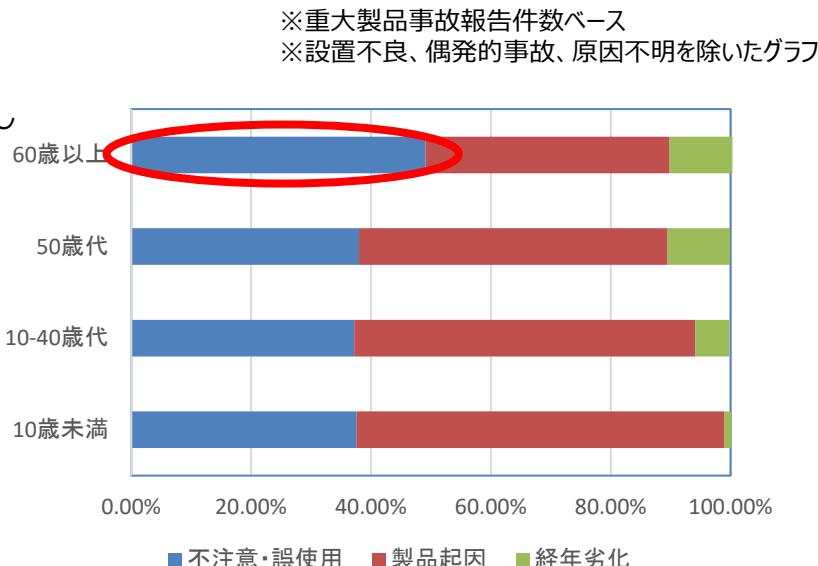
年代別の人的被害状況
(2007年度～2019年の重大製品事故)



製品別事故における高齢者（65歳以上）事故の割合の変化
※重大製品事故報告件数ベース

	200年	201年
重大製品事故全体	28.4%	31.8%

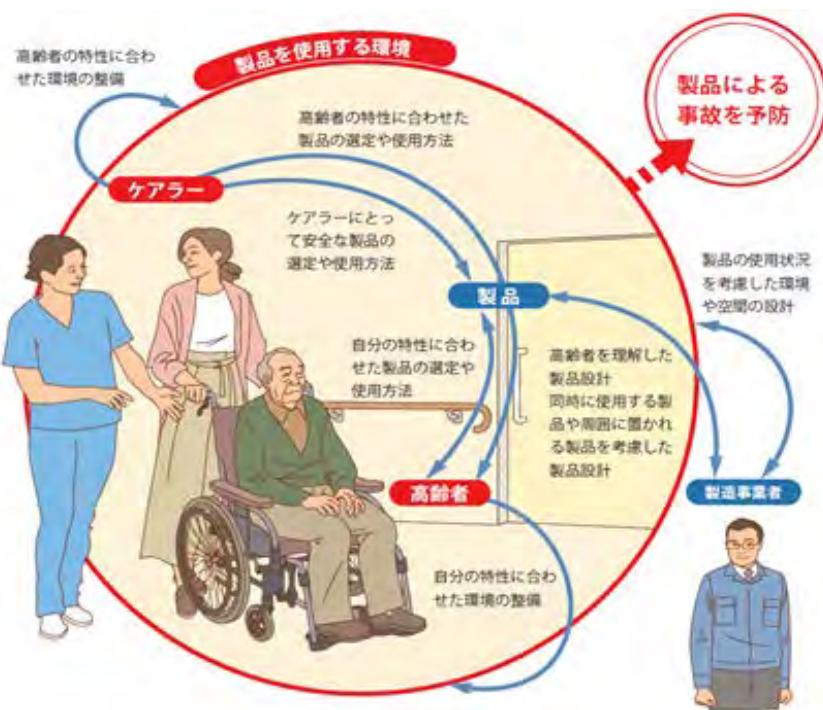
重大製品事故に占める不注意・誤使用の割合（年代別）



高齢者の特性を踏まえた制度設計に向けた考え方の取りまとめ

- 高齢者行動ライブラリのデータ及び重大製品事故情報等を活用し、「高齢者の生活機能変化に配慮した安全に関するユニバーサルデザインの実現に向けて」を作成。
- 身体機能・認知機能の変化が見られる高齢者の特性、高齢者・製品の使用環境・ケアラーの関係を理解した上で製品を設計するにあたっての留意点を記載。今後は安全基準・規格策定に繋げる。

高齢者と製品を取り巻く関係



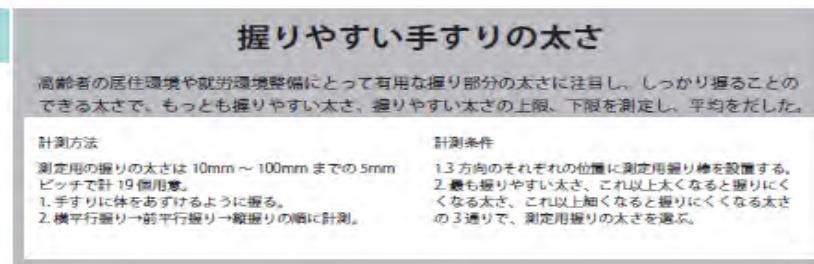
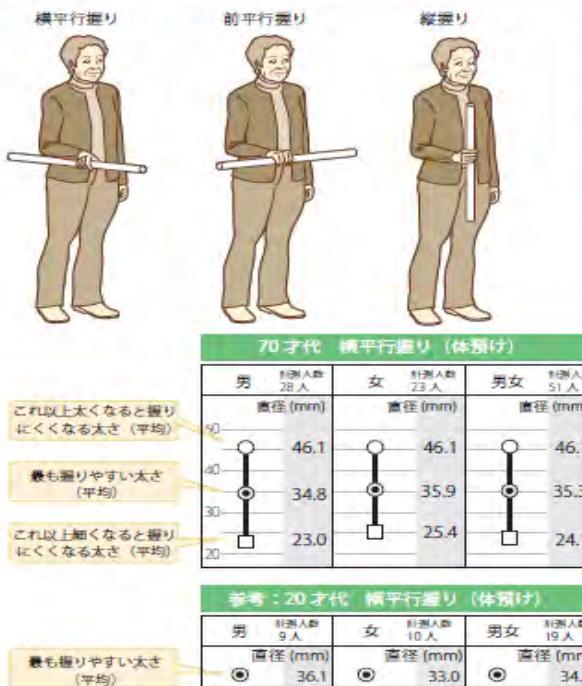
高齢者の安全のために製品全般に求められる10のポイント

- | |
|--|
| 身体機能の低下により十分な力が発 できないことを想定しているか |
| 視力の低下等により十分に製品機能や構造 認識 できないことを想定しているか |
| 聴力の低下により警告音などを認識できないことを想定しているか |
| 皮膚の知覚機能の低下等により温度や刺激への反応が鈍化していることを想定しているか |
| 認知機能の低下により使用方法や注意表示を理解しにくくなっていることを想定しているか |
| ケアラーにとっても安全で使いやす 製品か |
| 経年劣化など長期間の使用による危険性が分かりやす 示されているか |
| 想定される使 用(日常的使用) の予防対策がとられているか |
| 想定される使用環境 状況を消費 が 容易に判断できる情報を提供しているか |
| 高齢者の安全について検討された製品であることを消費 が 容易に判断できる情報を提供しているか |

高齢者製品事故防止に関するハンドブックの作成

- 高齢者自身・ケアラー向けに、ガイドラインの内容を平易に纏めるとともに高齢者の身体機能・認知機能の基礎情報を掲載した「**高齢者製品事故防止に関するハンドブック**」も作成。導入する製品の選択に役立てていただくことを想定。
- データライブラリを活用している事業者からの事例共有等も通じ、浸透を促していく。

4-2 高齢者の身体機能



紹介されているデータの一例。高齢者の身体寸法、身体機能、特有の行動特性等に合わせた事例が掲載されている。

製品安全文化や知識の定着

製品安全総点検月間・自治体や民間等との連携

- 毎年11月の「製品安全総点検月間」に合わせ、製品の安全が持続的に確保される安全・安心な社会の構築を目指して、経済産業省、NITE、事業者等がそれぞれの立場で製品安全に関する情報提供・注意喚起を実施。

○経済産業省・NITEの主な取組

- ✓ 製品安全総点検セミナーの開催
- ✓ 製品安全に関するポスターの掲示等
- ✓ 中小企業向けの情報発信
- ✓ HP等を通じた製品安全に関する情報発信

○賛同民間企業等の主な取組

- ✓ HPや販売店舗での製品安全総点検月間の周知
- ✓ フリーペーパーを活用したリコール・製品安全に関する周知
- ✓ 自社主催イベント等での製品安全に関する情報発信
- ✓ 全国ホームセンターで無料配布される雑誌にて製品安全に関する記事を掲載



- 全国6か所で消費者庁が主催する消費者行政ブロック会議にて講演を行い、消費者に対する製品安全関連の広報等について情報提供を実施。
- また、全国の国民生活センターと幹事の地方公共団体共催のブロック別消費生活センター所長会議でも意見交換・情報交換を行い、連携強化を図る。

製品安全対策優良企業表彰 (PSアワード)

- ・ 製品安全に積極的に取り組んでいる製造・輸入・小売事業者、各種団体を「製品安全対策優良企業」として表彰。
- ・ 事業者の製品安全に関する取組を評価し、安全に向けた意識の向上を促進。

令和元年度の受賞企業

○大企業 製造事業者・輸入事業者部門

技術総括・保安審議官賞 株式会社リコー
優良賞 株式会社サマンサタバサリミテッドジャパン

○大企業 小売販売事業者部門

優良賞 株式会社カインズ

○中小企業 製造事業者・輸入事業者部門

大臣賞 山本光学株式会社
優良賞 アイリスオーヤマ株式会社

○中小企業 小売販売事業者部門

優良賞 ふとんのにしなか

○特別賞

NTTタウンページ
株式会社榎本金属製作所



(写真) 昨年度の表彰式の様子

製品安全対策ゴールド企業（受賞年度）

- ・ 過去に経済産業大臣賞あるいは金賞を計3度受賞した企業を「製品安全対策ゴールド企業」と認定しています。

○大企業 製造・輸入事業者部門

株式会社バンダイ（平成27年度）
Y K K A P 株式会社（平成29年度）

○中小企業 製造・輸入販売事業者部門

株式会社相田合同工場（平成27年度）
アキュフェーズ株式会社（平成29年度）

○大企業 小売販売事業者部門

上新電機株式会社（平成26年度）
株式会社イトーヨーカ堂（平成27年度）



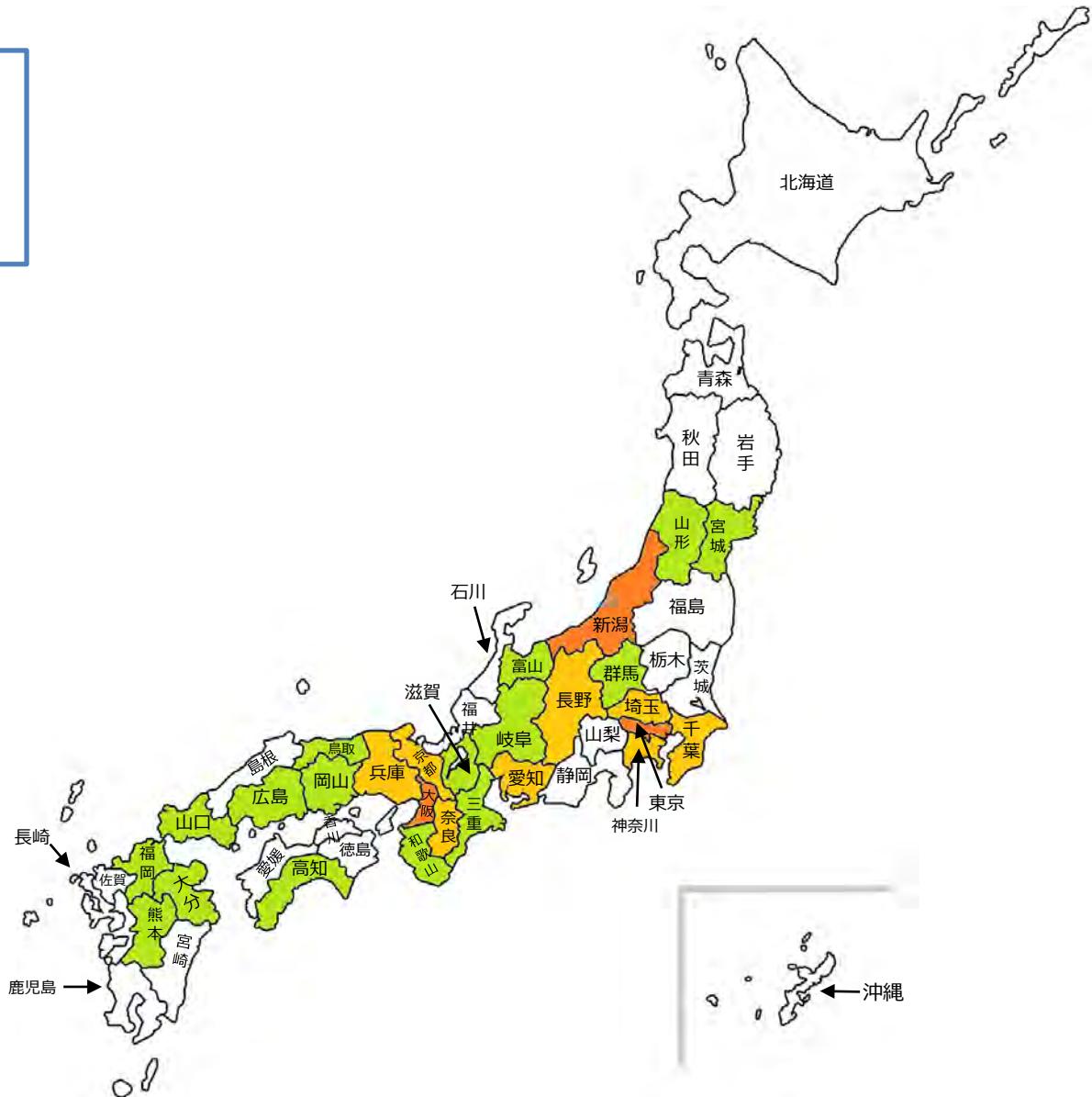
(参考)都道府県別 製品安全対策優良企業表彰受賞企業数

都道府県別 受賞企業数

- …1~2社
- …3~5社
- …6社以上

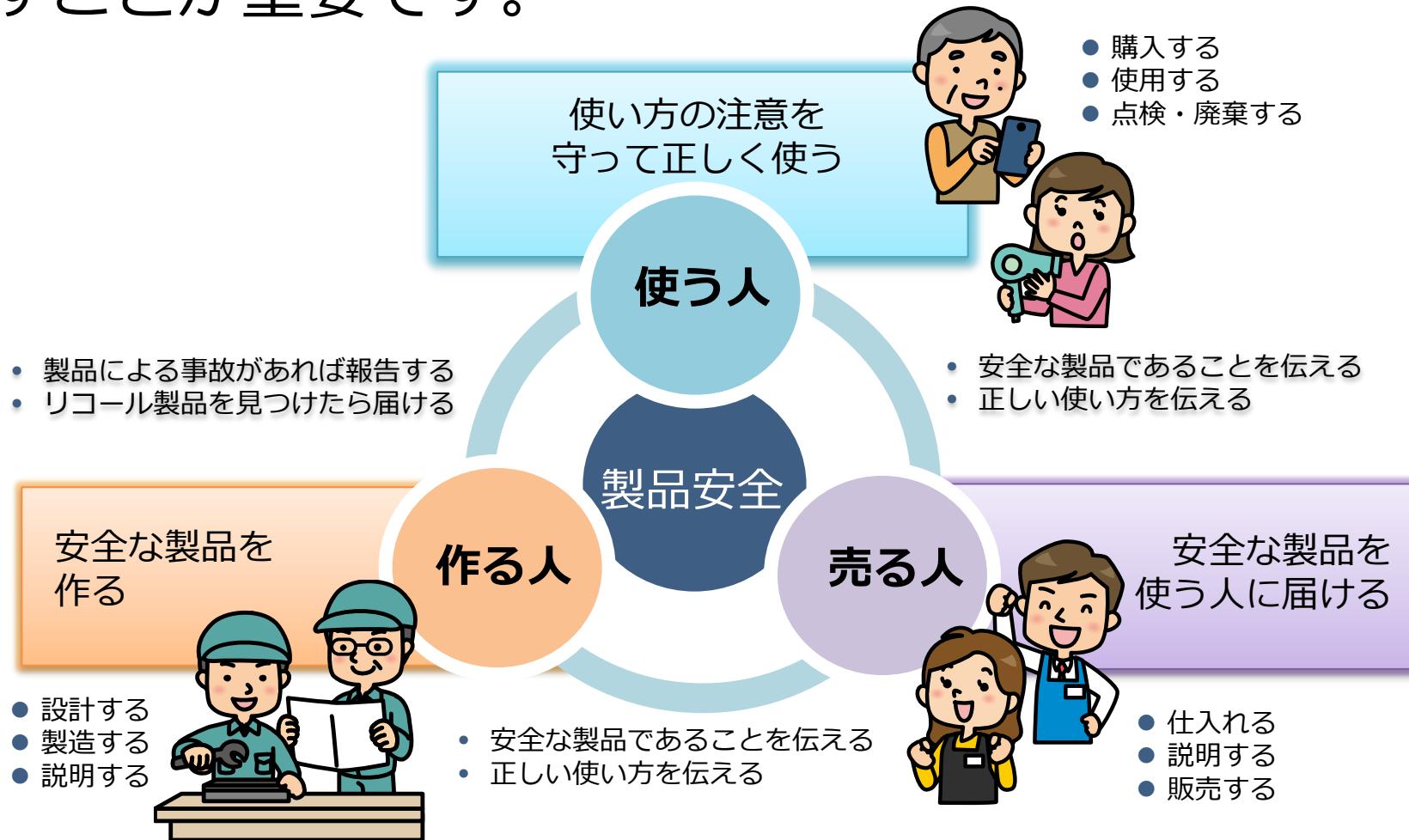
	東北地方	近畿地方
山形県	1社	大阪府 18社
宮城県	1社	兵庫県 5社
関東地方		奈良県 4社
東京都	43社	京都府 3社
埼玉県	3社	三重県 1社
神奈川県	3社	滋賀県 1社
千葉県	3社	和歌山県 2社
群馬県	1社	中国・四国地方
中部地方		岡山県 2社
新潟県	6社	鳥取県 1社
愛知県	5社	広島県 1社
長野県	3社	山口県 1社
富山県	1社	高知県 1社
岐阜県	1社	
九州・沖縄地方		大分県 2社
		福岡県 1社
		熊本県 1社

(令和元年12月時点)



製品安全とは ~それぞれの役割~

製品の事故を防ぎ、安全に使用するためには、消費者、製造事業者、販売事業者それぞれが役割を果たすことが重要です。



経済産業省の広報資料のご紹介

経済産業省では、**広報資料をWEBで提供**しています。

どなたでもご自由にご利用いただけますが、感想やご意見・ご要望があればお知らせいただけます。URL：http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html



リコールや製品事故の最新情報やお役立ち情報をTwitterでも発信しています。



@kochijiko

NITEでも広報資料や事故再現動画を公開しています。



nite 事故防止

検索



URL：<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/index.html>

消費者庁『リコール情報サイト』 <http://www.recall.go.jp/>



左記の「製品安全対策優良企業」のロゴマークは、優れた製品安全対策を行い表彰を受けた企業に贈られるマークです。製品を購入する際は是非参考にしてください。

公式SNS

Twitter:@psawardmeti Instagram:ps_award_seihinanzen

(参考)消費者への情報提供・注意喚起

- 安全に配慮した製品が消費者、流通事業者に選ばれるよう、消費者の製品安全に対する意識向上に向けた働きかけを実施

2020年に政府広報等を活用して実施した注意喚起

2020年

- 1月 インターネット広告
<高齢者の製品事故防止>
- 2月 インターネット広告
<家電4品目について>
- 3月 モバイル端末広告
<非純正バッテリーによる火災事故に注意>
- 7月 BSテレビ番組
<夏物家電の火災事故について>
- 7月 インターネット広告
<夏物家電の火災事故について>

2020年に実施したNITEの定期プレス公表

2020年

- 1月 非純正リチウムイオンバッテリーの事故に関する注意喚起
- 2月 電子レンジで発生する事故に関する注意喚起
- 3月 ガス漏れ・引火の事故に関する注意喚起
- 4月 子供が関わる製品事故に関する注意喚起
- 5月 屋内で起こる高齢者の転倒・転落事故に関する注意喚起
- 6月 エアコンの内部洗浄による事故に関する注意喚起
- 7月 台所用品による子どもの事故に関する注意喚起
- 8月 おうちキャンプの事故に関する注意喚起
- 9月 中古品の事故に関する注意喚起

(出典: NITE)



ご清聴ありがとうございました。

ご意見・ご質問・広報活動のご相談は

経済産業省製品安全課、または

お近くの経済産業局へご連絡ください。

経済産業省製品安全課 電話：03-3501-4707

E-mail : ps-edu@meti.go.jp

URL : http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html



製品安全ガイド

検索

